

姫路医療生活協同訪問看護ステーションてがら

運営規程

指定（介護予防）訪問看護

第1条 事業の目的

姫路医療生活協同組合が運営する（介護予防）訪問看護は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、法令遵守と質の向上を目指し、福祉の増進を図る事を目的とする。

第2条 運営の方針

- 1)訪問看護を提供することにより、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、在宅療養ができるように努めるものとする。
- 2)利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図る。又リハビリテーションは「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持向上を目指すものとする。
- 3)訪問看護師等は、訪問看護計画書に、利用者の希望及び心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、看護目標、具体的サービス内容を記載する。但し、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下、理学療法士等と言う）による指定訪問看護においては、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は理学療法士等が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護職員と理学療法士等が連携して作成する。
- 4)利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 5)事業の運営にあたって、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスを提供する者とは密接な関係をたもち、総合的サービスの提供に努めるものとする。
- 6)姫路医療生活協同組合の理念にもとづき運営するものとする。
- 7)事業所は、看取りを含めたターミナルケアにおいて、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、

他の医療及び介護関係者との連携の上対応する。

8) 高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進を行う。(詳細は、第 13 条に規程)

第 3 条 事業所の名称及び所在地

- 1 名称 姫路医療生協訪問看護ステーションてがら
- 2 所在地 姫路市飯田 472-1

第 4 条 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	員数	職務内容
管理者	1 名	当該事業所の従業者の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う 従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行う
保健師・看護師 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	常勤換算方法で 2.5 以上	(介護予防) 訪問看護計画書及び報告書を作成し、(介護予防) 訪問看護及び機能訓練を担当する。

第 5 条 営業日及び営業時間

- 1 営業日は月曜日から土曜日とし、日曜日と国民の祝日及び 1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日までは休業とする。
- 2 営業時間は、午前 9 時から午後 5 時まで(但し土曜日は午後 1 時まで)とする。
- 3 営業時間外も 2 4 時間連絡体制をとり、対応を行う。

第 6 条 (介護予防) 訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

1 (介護予防) 訪問看護の内容について

看護師等は、主治医の指示書と利用者の心身・日常生活及び家庭環境等を勘案して(介護予防) 訪問看護計画書に基づき、次の事項を実施する。

- ① 病状、全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- ③ 褥瘡の予防、処置
- ④ リハビリテーション
- ⑤ 主治医の指示による医療処置、医療器具の装着や交換、管理
- ⑥ 患者へのターミナルケア及びその家族に対する援助
- ⑦ 家族への介護指導

2 利用料その他の費用の額について

1) (介護予防) 訪問看護を提供した場合の利用料は、健康保険法等の規定によるものとする。介護保険のケアプランに基づく利用料については、介護報酬の規定によるものとする。

2) 介護保険給付対象外のサービス実費に係る費用

①死後の処置料

②サービス実施地域以外の交通費 ※別に定める料金表の通り

3) 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4) (介護予防) 訪問看護の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又は、その家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び、金額に関し、事前に説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5) 法定代理受領サービスに該当しない(介護予防) 訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

3 個別サービス計画の提出に関する事項について

介護予防サービス計画及び居宅サービス計画を作成している、指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者から（介護予防）訪問看護計画の提出の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めるものとする。

第7条 通常の実施地域

(介護予防) 訪問看護の提供地域は、次のとおりとする。

姫路市（家島町、安富町、夢前町を除く）

第8条 個人情報保護

1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報保護の業務を負うものとする。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護させるため、従業者でなくなった後においても、これらの個人情報を保護すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得ておくものとする。

第9条 記録の整備に関する事項

事業所は、職員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備し、また（介護予防）訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

第10条 緊急時における対応方法

- 1 サービス提供中に、利用者の病状に急変及び事故等、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族様・主治医 及び介護支援専門員等へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者の病状に急変及び事故等の時、主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、協力医療機関への連絡を行う等、あらかじめ確認させていたでいる緊急時の対応方法に沿い適切な処置を講じるものとする。

第11条 非常災害業務継続計画の策定と推進

非常災害業務継続計画の策定を行い委員会を組織し、発生時において利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図れるために、従業者に当該計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的に行い実施し、いざ非常災害発生時に行動できる運営を行う。

第12条 感染症の予防及びまん延防止のための対策（衛生管理等も含む）及び感染症業務継続計画の策定と推進

感染症の予防及びまん延防止のための対策（衛生管理等も含む）及び感染症業務継続計画を策定し、委員会を組織し、法定回数委員会を開催する。委員会にて感染症を未然に防止することや、感染症が発生した場合拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築し、従業者に当該計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的に行い実施する。

第13条 虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等防止・身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じるものとする。

- (1)1回/3ヶ月、法人で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等の活用も行う）を開催→各事業体で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会で周知・検討→各事業所で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会で周知・検討し、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2)高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化のための指針の整備
- (3)従業者に対し、虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための研修を法定

数実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施

(4)上記措置を適切に実施するための担当者を置く

- 2 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命は又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者・家族に説明し同意をもらう。定期的にモニタリングを実施し、身体的拘束等の必要性について検討を行い、適正な運営を図る。
- 4 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを姫路市等に通報するものとする。

第14条 暴力団排除

- 1 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。
- 2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

第15条 研修について

- 1 管理者は、業務を実施するにあたり、従業者の資質向上のために研修の機会を設ける。
- 2 従業者に対する技術の確認・向上のためのOJTを実施する。
- 3 研修の実施については、入職時研修及び年2回以上は実施し、諸記録を整備する。

第16条 その他の事項

- 1 苦情に対する措置の概要
利用者からの苦情に対応する窓口を設置し、迅速に対応する。
苦情の内容等を記録し、事業所にて共有し再発防止に努める。
- 2 この規程に定めるその他の運営に関する重要事項については、本事業所の管理者からの報告に基づき、姫路医療生活協同組合が決定する。

付則 この規程は 2012年4月1日から施行する

改定	2012年12月1日	改定	2014年1月1日	改定	2015年4月1日
改定	2016年11月1日	改定	2017年4月1日	改定	2017年12月1日
改定	2018年4月1日	改定	2019年9月1日	改定	2020年1月1日
改定	2021年11月1日	改定	2022年8月1日	改訂	2024年4月1日
改訂	2024年11月1日				